

2026 年 10 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 EARTH Group
代表者名 代表取締役社長 荒川高広
(コード番号：6072 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員総務部長 高瀬秀人
(TEL. 03-6265-1834)

株式会社 Kaihou との投資顧問契約締結に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 30 日の取締役会議にて、株式会社 Kaihou と投資顧問契約を締結することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 投資顧問契約の目的

当社グループは、2026 年 10 月 30 日付「バリュー投資事業の開始に関するお知らせ」に開示のとおり、持続的な成長及び中長期的な企業価値の拡大を目指し、新たな成長戦略の一つとして「バリュー投資事業」を開始しました。バリュー投資事業の運営にあたり、国内有価証券等の銘柄選定や価値分析、投資判断、議決権行使など有価証券運用に関して豊富な経験と高度な知見を有する株式会社 Kaihou（以下、Kaihou 社）より専門性の高い投資助言を受けるため、同社との間で投資顧問契約を締結いたしました。

Kaihou 社からの継続的な投資助言を活用することで投資ポートフォリオの最適化を図り、中長期的な投資収益と獲得するアルファ（超過収益）の最大化を目指してまいります。

2. 契約の概要

項目	内容
契 約 先	株式会社 Kaihou
契 約 内 容	国内有価証券等の銘柄選定、価値分析、投資判断、議決権行使など有価証券運用に関する継続的な投資助言
契 約 期 間	契約成立日より 2 年間（以降、自動更新あり）
報 酬 体 系	成果に応じた成功報酬方式※投資残高に応じた固定報酬は発生しません

【成功報酬の算定方法・諸条件】

(1) 算定基準

毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで及び 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日を計算期間とし、実際に実現した売却損益・デリバティブ決済損益および配当収入から直接費用を控除した純実現利益に対してのみ一定割合（10%）を支払う完全成功報酬方式

(2) 報酬率：

上記算定利益（通算損益が 0 円を下回る場合は 0 円）の 10%（税抜）

(3) 報酬上限：

上限設定はありません（純実現利益に連動）。

(4) 契約終了時の取扱い：

契約終了時においては、保有中の有価証券等及び市場デリバティブ建玉について終了日の最終相場によりみなし売却・決済を行ったものとして算定・精算いたします。なお、当社の責めに帰さない事由等により当社が本契約を解除した場合には、終了時成功報酬は発生いたしません。

3. 運用の執行体制及び管理監督体制

バリュー投資事業における投資先候補の選定にあたっては、Kaihou 社より上場株式市場の動向および個別銘柄に関する助言・リサーチ情報の提供を受けます。投資の最終決定権限は当社に留保されており、同社の助言を参考情報として検討したうえで、当社の投資委員会にて具体的な投資銘柄および投資金額を最終決定いたします。

決定された投資方針に基づき、新設のバリュー投資事業部が実務執行を担います。同事業部は、市場環境に応じた投資効率の最大化を図るため、執行プロセスにおいても Kaihou 社からの継続的な助言を活用いたします。

また、運用の健全性および規律を確保するため、日々の執行実績および運用状況は速やかに投資委員会へ報告・共有され、実務上のモニタリングを実施いたします。加えて、月次取締役会への定期報告を通じ、経営陣による全社的なガバナンスおよび監督機能を適切に機能させてまいります。

4. 契約先の概要

(1) 名称	株式会社 Kaihou
(2) 所在地	東京都港区南青山 2-5-9 ARISTO 南青山Ⅱ 4 階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 竹入敬蔵
(4) 事業内容	投資助言・代理業 各種セミナー、イベント、勉強会、講演会等の企画、運営、出演、登壇等 有価証券の投資、売買、保有及び運用
(5) 資本金	9,000 千円
(6) 当社との関係	
①資本関係	その他の関係会社（議決権所有割合 31.18%内、合算対象分 21.40%）
②人的関係	当社の取締役 2 名（うち社外取締役 1 名）は、親会社等である株式会社 Kaihou の役職員を兼任しております。
③取引関係	該当事項はありません

5. 利益相反を回避するための措置

Kaihou 社は当社の「その他の関係会社」であり、同社の役職員 2 名が当社の取締役（うち社外取締役 1 名）を兼任していることから、本契約の締結が支配株主等との取引や利益相反取引に準ずる重要な取引に該当し得ることに鑑み、公正性および透明性を確保するため以下の措置を講じております

(1) 兼任取締役の審議・決議からの除外（特別利害関係人の排除）：

2026 年 10 月 30 日開催の当社取締役会において、Kaihou 社の役職員を兼任する取締役 2 名につきましては、本契約の締結に関して特別な利害関係を有することから、取締役会における本件議案の審議および決議には一切参加しておらず、特別利害関係人を除いた取締役全員の一致により本契約の締結を決議いたしました。

(2) 報酬体系の客観性・合理性の確保：

固定報酬を排除し、実際に実現した売却損益・デリバティブ決済損益および配当収入から直接費用を控除した純実現利益に対してのみ一定割合（10%）を支払う完全成功報酬方式を採用しております。

投資運用業を営むファンド運用会社やファンドに対して投資助言を行う投資助言会社等の一般的な報酬体系は、預かり資産残高に対する固定報酬（年率 1～2%程度）に加えて、純実現利益に対する成功報酬（10～20%程度）と認識しておりますが、本報酬体系においては、固定報酬を

排除し、成功報酬の料率を 10%に抑えるなど、経済合理性がある条件になっていると考えております。また、外部の専門家である弁護士に助言を仰ぎ、同種・類似取引における市場の相場や判例・実務上の相場感に照らし、問題のない水準であることを検証しております。

なお、株式を売却することで報酬が発生することから、売却には取締役会の承認が必要とし、利益相反性の排除と透明性の確保に努めております。

(3) 投資判断の独立性：

Kaihou 社の助言は当社を拘束するものではなく、銘柄選定・売買判断等の最終的な投資決定は、当社の投資委員会および社内規程に則り独立して行われます。

6. 今後の見通し

本契約の締結は、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと考えておりますが、本契約及びバリュート投資事業の開始が当期の業績に与える影響につきましては、現在精査中（集計中）であります。今後、業績予想の修正等、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以上